

見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市教育委員会規則第5号

見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

見附市立学校管理運営に関する規則（平成8年見附市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書を削る。

第9条第1項第1号ただし書中「ただし、」の次に「第5学年及び」を加え、同項第2号中「及び第2学年」を削り、「日帰りとし、」の次に「第2学年及び」を加え、同項第3号中「及び第2学年において」を削り、「日帰りとし、」の次に「第2学年及び」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第32条第2項中「届け出なければならない」を「報告しなければならない」に改め、同条第3項中「委員会の承認を得なければならない」を「委員会に報告しなければならない」に改める。

第41条第2項第1号中「100時間」を「80時間」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。